

石川県公報

平成26年3月25日（火曜日）

号 外

（第 31 号）

目 次

規 則	告 示
○いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 1	○石川県景観計画の変更 (都市計画課) 1

規 則

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則をいかに公布する。

平成二十六年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則

いしかわ景観総合条例施行規則（平成二十年石川県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「第三条第一号から第十二号まで」を「第三条各号（第十四号を除く）」に改める。

別表第二工作物の建設等の部景観形成重点地区の項中「一・五メートル以下」を「五メートル以下のもののうち、景観形成重点地区ごとに知事が別に定める規模」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

石川県告示第119号

石川県景観計画の一部を次のとおり変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により変更後の石川県景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、変更後の石川県景観計画は、平成26年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成26年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 石川県景観計画の変更の概要
景観形成重点地区として、次のとおり指定する。
珠洲市奥のと里海 日置地区（変更後の石川県景観計画の図書に定めるとおりとする。）
- 縦覧場所
石川県土木部都市計画課

